

三鷹市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年三鷹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「三鷹市議会（以下「議会」という。）の」を「三鷹市議会（以下「議会」という。）議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、」に、「の交付」を「を交付すること」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究その他の活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第7条中「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された実績報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
1 研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
2 調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地の調査等に要する経費
3 資料作成費	会派の行う調査研究活動のため必要な資料の作成に要する経費
4 資料購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民

	に対し広報又は報告を行うために要する経費
6 広聴費	会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費
7 事務費	会派の行う調査研究活動のため必要な事務に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の三鷹市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めるとともに、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>三鷹市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p>	<p>三鷹市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、<u>三鷹市議会</u>（以下「議会」という。）議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、<u>三鷹市議会</u>（以下「議会」という。）の<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(交付対象) 第2条 <u>政務活動費</u>は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。 (交付額及び交付の方法)</p>	<p>(交付対象) 第2条 <u>政務調査費</u>は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。 (交付額及び交付の方法)</p>
<p>第3条 <u>政務活動費</u>は、請求に基づき、毎月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員の数に月額2万7,000円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。</p>	<p>第3条 <u>政務調査費</u>は、請求に基づき、毎月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員の数に月額2万7,000円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付する。</p>
<p>2 <u>政務活動費</u>は、半期の最初の月の末日までに当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。</p>	<p>2 <u>政務調査費</u>は、半期の最初の月の末日までに当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。</p>
<p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分) から<u>政務活動費</u>を交付する。ただし、一般選挙後初めて招集さ</p>	<p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分) から<u>政務調査費</u>を交付する。ただし、一般選挙後初めて招集さ</p>

改正案	現行
<p>れる議会の会期の末日までに結成された会派に対しては、結成された日の属する月分から<u>政務活動費</u>を交付する。</p>	<p>れる議会の会期の末日までに結成された会派に対しては、結成された日の属する月分から<u>政務調査費</u>を交付する。</p>
<p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散又は会派の解散があった場合は、当月分の<u>政務活動費</u>は交付しない。</p>	<p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散又は会派の解散があった場合は、当月分の<u>政務調査費</u>は交付しない。</p>
<p>5 第2項の規定にかかわらず、同項に定める日までに<u>政務活動費</u>を交付しがたい場合は、別に定める日に交付するものとする。</p>	<p>5 第2項の規定にかかわらず、同項に定める日までに<u>政務調査費</u>を交付しがたい場合は、別に定める日に交付するものとする。</p>
<p>(所属議員の数の異動に伴う調整)</p>	<p>(所属議員の数の異動に伴う調整)</p>
<p>第4条 半期の途中において、<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じた場合には、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務活動費</u>の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した<u>政務活動費</u>の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した<u>政務活動費</u>の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した<u>政務活動費</u>の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p>	<p>第4条 半期の途中において、<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じた場合には、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務調査費</u>の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した<u>政務調査費</u>の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した<u>政務調査費</u>の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した<u>政務調査費</u>の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p>
<p>2 半期の途中において、議会在解散し、又は<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が解散した場合は、会派は、議会の解散又は会派の解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</p>	<p>2 半期の途中において、議会在解散し、又は<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が解散した場合は、会派は、議会の解散又は会派の解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務調査費</u>を返還しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(<u>政務活動費を充てることができる経費の範囲</u>)</p>	<p>(<u>使途基準</u>)</p>
<p>第5条 <u>政務活動費は、会派が行う調査研究その他の活動に要する経費に対して交付する。</u></p>	<p>第5条 会派は、<u>政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。</u></p>
<p>2 <u>政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</u></p>	
<p>(<u>実績報告書の提出</u>)</p>	<p>(<u>実績報告書の提出</u>)</p>
<p>第6条 <u>政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入、支出等に関する報告書(以下「実績報告書」という。)に領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入、支出等に関する報告書(以下「実績報告書」という。)に領収書又はこれに類する書類を添付して、議長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>実績報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。ただし、一般選挙が行われた場合は、会派の代表者であった者は、一般選挙の期日の属する月の翌月の末日までに、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>実績報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。ただし、一般選挙が行われた場合は、会派の代表者であった者は、一般選挙の期日の属する月の翌月の末日までに、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</u></p>
<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に、その年度分の実績報告書を提出しなければならない。</u></p>
<p>(<u>政務活動費の返還</u>)</p>	<p>(<u>政務調査費の返還</u>)</p>
<p>第7条 市長は、会派がその年度において交付を受けた<u>政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該</u></p>	<p>第7条 市長は、会派がその年度において交付を受けた<u>政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場</u></p>

改正案	現行														
<p>残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>の返還を命ずることができる。 <u>(透明性の確保)</u></p>	<p>合は、当該残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>の返還を命ずることができる。</p>														
<p>第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された実績報告書について、必要に応じて調査を行う等、<u>政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保のために必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>(委任)</u></p>	<p>(委任)</p>														
<p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 <u>別表（第5条関係）</u></p>	<p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="218 945 384 987">項目</th> <th data-bbox="386 945 791 987">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="218 990 384 1279">1 研究研修費</td> <td data-bbox="386 990 791 1279">会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1281 384 1424">2 調査旅費</td> <td data-bbox="386 1281 791 1424">会派の行う調査研究活動のために必要な先進地の調査等に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1426 384 1570">3 資料作成費</td> <td data-bbox="386 1426 791 1570">会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1572 384 1715">4 資料購入費</td> <td data-bbox="386 1572 791 1715">会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1718 384 1910">5 広報費</td> <td data-bbox="386 1718 791 1910">会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に対し広報又は報告を行うために要する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1912 384 1995">6 広聴費</td> <td data-bbox="386 1912 791 1995">会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望又</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	1 研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費	2 調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地の調査等に要する経費	3 資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	4 資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	5 広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に対し広報又は報告を行うために要する経費	6 広聴費	会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望又	
項目	内容														
1 研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費														
2 調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地の調査等に要する経費														
3 資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費														
4 資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費														
5 広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について市民に対し広報又は報告を行うために要する経費														
6 広聴費	会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望又														

改正案		現行
	は意見を吸収するための会議等に要する経費	
7 事務費	会派の行う調査研究活動のため必要な事務に要する経費	